

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年12月27日(2007.12.27)

【公開番号】特開2002-15183(P2002-15183A)

【公開日】平成14年1月18日(2002.1.18)

【出願番号】特願2000-233708(P2000-233708)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)  
G 06 Q 50/00 (2006.01)  
G 06 F 17/50 (2006.01)

【F I】

G 06 F	17/60	3 1 8 G
G 06 F	17/60	Z E C
G 06 F	17/60	3 0 2 A
G 06 F	17/60	3 3 6
G 06 F	17/50	6 0 2 B
G 06 F	17/50	6 0 4 G

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月27日(2007.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品に使用する素材の情報を表す設計基礎情報データを記憶する設計基礎情報記憶部と

、前記商品の設計に関わる注文項目を記憶する項目記憶部と、

ユーザからの注文データに基づいて前記設計基礎情報データを選択するためのルールを表す項目ルールデータを記憶する項目ルール記憶部と、

前記注文データとして、前記注文項目への記入データまたは選択データの組み合わせを受け付ける注文受付部と、

前記注文データに基づいて、前記項目ルールデータを参照し、前記商品に使用する素材を決定する商品設計処理部と、

を備える商品販売システム。

【請求項2】

同一の前記設計基礎情報データを利用する前記注文データの組み合わせを類似組み合わせデータとして記憶する類似度記憶部を更に備え、

前記商品設計処理部は、前記注文データが前記類似組み合わせデータに存在する場合に、当該類似組み合わせデータと前記項目ルールデータとを参照し、前記素材を決定することを特徴とする請求項1に記載の商品販売システム。

【請求項3】

前記素材の適正な組み合わせと不適正な組み合わせを設計ルールデータとして記憶する設計ルール記憶部を更に備え、

前記商品設計処理部は、前記設計ルールデータを参照し、決定する前記素材として不適正な組み合わせを採用しないことを特徴とする請求項1または請求項2に記載の商品販売システム。

**【請求項4】**

前記設計をされた商品の素材と前記注文データを関連付けた設計情報データを記憶する設計情報記憶部と、

前記ユーザの属性データと関連付けて、前記設計をされた商品の履歴データを記憶する発注履歴記憶部と、

前記設計情報データおよび前記履歴データを参照し、前記属性データごとにグルーピングした前記設計基礎情報データを抽出する需要解析処理部と、

を更に備える請求項1から請求項3のいずれかに記載の商品販売システム。

**【請求項5】**

前記素材の在庫および製造工程にかかる前記商品の製造発注ルールを記憶する発注ルール記憶部と、

前記製造発注ルールを参照し、複数の前記設計をされた商品における、共通の前記素材および前記製造工程をグルーピングした製造指示データを生成する個別商品発注処理部と、

を更に備える請求項1から請求項4のいずれかに記載の商品販売システム。